

海賊にされた海軍士官フヴォストフとダヴィドフ

有泉和子

はじめに

所謂フヴォストフ・ダヴィドフ事件として知られる文化三、四年（1806-7）に起きた日露間の衝突事件がある。実態は軍事衝突というより、ロシア側の圧倒的勝利、日本は完敗、応戦するどころか、壊走するのが精一杯という状態だったことが、多数残されている当時の日本側史料から判明する¹。だが、フヴォストフ指揮下の軍隊は、残念ながら、指揮系統上正規のロシア海軍とは言えなかった。そこに悲劇は起き、後にフヴォストフ・ダヴィドフ両人は「海賊行為」を行ったかどで軍法会議にかけられる。脱獄した二人は海軍大臣に直訴、皇帝にも認められ、その後請われて戦役に参加し抜群の功績をたてる。しかし先の行為故に叙勲申請は却下され、一年後には、若い海軍軍人二人が同時にネヴァ河で溺死するという実に判断を躊躇する末路を遂げる。

同事件から五年後の文化八年（1811）ゴロヴニン事件が起きる。長期間抑留する程の考えは、幕府ですらなかったものと思われるにもかかわらず、事態は難航し、解決までゴロヴニンの表現を借りると「二年と二ヶ月と二十六日」²要する。ナポレオン戦争によって東方に割く軍事余力のないロシアにとっても、初めから対外戦争をする軍事力など全く持ち合わせていなかった日本にとっても、事態は都合の悪いものとなり、事件のさらなる遅延を防ぎ、表面的にであれ平和裏に政治解決するため、条件或は口実として、既に亡きフヴォストフ・ダヴィドフは双方によって利用される。

日本側は最終的に、ゴロヴニン等の釈放と引き換えに、フヴォストフ・ダヴィドフ事件に対するロシア側の謝罪を勝ち取る。換言すれば、フヴォストフとダヴィドフが両国にとって正式に「海賊」になったのは、ゴロヴニン等を解放するためであったともいえる。命令を実行したに過ぎない若く優秀な海軍士官が同時に命を落としたのは、ゴロヴニンが捕らえられた年より二年前、1809年10月4日であった。僅か33歳と27、8歳であったという³。

¹ 『私残記』、『五郎治申上荒増』、『休明光記』、『千島の白浪』等。

² Головин В.М. Записки флота капитана Головина о приключениях его в плену у японцев в 1811, 1812 и 1813 годах с приобщением замечаний его о японском государстве и народе. Хабаровск, 1972. С.287.

³ Давыдов Г.И. Двукратное путешествие в Америку морских офицеров Хвостова и Давыдова, писанное сим последним. СПб., 1810. Ч.1-2. С.1,11,35,41.

以前、フヴォストフ・ダヴィドフ事件はゴロヴニン事件解決のために、日露両国が政治的決着をつけるべく、過去に遡り改めて事件化されたものと判断し、日本側の史料を使って解明する試みをしたが¹、今回は主にロシア側の史料を使って同様の結論を導く一環として、フヴォストフ・ダヴィドフ事件の様相の一端を明らかにしたい。

フヴォストフは鹵獲品の一覧を作り²、また1806年9月24日から11月10日までの航海日誌が残っている³。ダヴィドフの航海日誌も1807年4月15日から5月27日までは確認できる⁴。たったこの三点だけでも、彼等が海軍軍人として行動したつもりだったことは覗える。

本稿ではこれらの他、海軍大臣・商務大臣・皇帝・露米会社幹部会等に提出された報告書類を基にする。文書用語・訳語については、解明を別の機会に見送り、今回は前出拙稿内「第三部ロシア側史料より」での結論を継承し、訳語と定義は仮に次のようにするが、文中ではロシア語も併記し使用する。即ち、文書は内容面で命令文書と報告文書に大別できるものとし、「указ», «рескрипт», «инструкция», «предписание», «наставление»は命令文書, «донесение», «рапорт», «докладная записка»は報告文書とする。

「указ=勅令。皇帝による政策発令」, 「рескрипт=勅書。皇帝が臣下に慈恵・謝意を表し功績を称える書簡形式の文書。一般に公示される」, 「инструкция=訓令。最高統括者が従事者に与える規范文書。規定されていないことは原則, 「禁止」ではなく「可」と判断する」, 「предписание=指示書。命令性の強い場合は指令書。近々の予定に対する実務的指示と実現要請。下位身分から上部に出すものもある。要請書」, 「наставление=現場における書面または口頭の指示」, 「донесение=報告書。現場からの最新の状況報告と対応策についての報告。半公信書, プライベートレターの一種。」「рапорт =軍務報告(書)。口頭のものを含む。指令された特定任務に関する結果報告。донесениеとは異なり事前了承的性格は持たない。復命書」⁵, 「докладная записка = 提言書。上申書。例えば, 皇帝宛ルミャンツェフ商務相の「対日貿易」⁶, 「於広東交易」⁷のように, 一般に主題と規模

¹ 拙稿「フヴォストフ・ダヴィドフ事件とゴロヴニン事件 その相互関係を日露両国の史料から考える」第一部 日本側史料より 第二部 日本語史料集 第三部 ロシア側史料より。

² АВПРИ. Ф. РАК. Кириченко А. А. Пиратские корабли «Юнона» и «Авось».

³ РГАВМФ Ф. 14, ОП. 1, Д. 183, Л. Л. 1-12. Копия.

⁴ РОРНБ. Ф. 550. (ОСРК). Q IV. 430. Л. 1-14. Подлинник. Оpubл.: Российско-Американская компания и изучение Тихоокеанского Севера, 1799-1815. Сборник документов. М.: Наука, 1994. С. 172-182.

⁵ Л. Е. Шемелёвによれば, 法務大臣以外の大臣が元老院宛てに出す報告書も рапортと呼ばれていたという(Шемелёв Л. Е. Чиновный мир России: XVIII-начало XX в. СПб., 1999. С. 48)。詳細は未確認だが, рапорт自体フランス語 rapport から来ているので一種の呼び習わしではないかと考える。

⁶ Российско-Американская компания... М.: Наука, 1994. С. 49-51

⁷ Там же. С. 51.

が大きい」。

先行研究は、古典である1942年中文館書店刊の井野辺茂雄氏『維新前史の研究』と1943年刀江書院刊の田保橋潔『近代日本外国関係史』、日露双方の史料を使用した点で高く評価できる1970年国書刊行会刊の郡山良光氏『幕末日露関係史研究』と1999年北海道大学図書刊行会刊秋月俊幸氏『日本北辺の探検と地図の歴史』等、その他枚挙に暇がない。だがほとんどの先行研究者の弱点は、郡山・秋月両氏を除き、原史料を一方しか使いこなせず、他方は孫引きで使用し、依拠した研究に対する批判能力がなく、その弱点がそのまま直接反映される点である。

井野辺・田保橋両氏の考え方は基本的に尊重するが、今回はロシア語史料の解析に主力を置くため、井野辺氏とは抵触していない。田保橋氏は、原史料ではなく、主にチフメーネフ著作の英訳版を史料としたため、二次史料である点も、露米会社付学者というチフメーネフの立場上も、細かい所にしばしば事実として難がある。郡山・秋月両氏には史料的に負うところが大きい。だが各氏共、フヴォストフ・ダヴィドフ事件とゴロヴニン事件の関係は、幕府がそれ以上の追及を控え解決を急いだ、当時の両国にとっての「正式理由」、即ちゴロヴニン或は「ロシア政府」の主張通り、フヴォストフ・ダヴィドフ事件により日本国内の警衛網が強化されたため、「測量のため」に来航した兩人とは無関係のゴロヴニンが捕まったとする説通りに、解釈されていると理解でき¹、この点には反論せざるを得ない。

北方領土問題という政治問題に抵触するのを避けるためか、旧ソ連の研究者は比較的一般にフヴォストフ・ダヴィドフ事件に触れたがらない。例えば『環海異聞』をロシアに紹介したゴレグリュドは「指示は口頭であり、ロシアの一般的政策とは矛盾したもので」²と簡単に済ませている。同事件も扱っているロシア側研究者の比較的新しいものとしては、チェリエフコの研究がある³。郡山氏上掲書、高野明氏『日本とロシア』、真鍋重忠氏『日露関係史 一六九七—一八七五』、中村新太郎氏『日本とロシア人』、ロシア史研究会編『日露二〇〇年 隣国ロシアとの交流史』等、日本側文献を広く渉獵していることは評価できるものの、これら依拠論文に対する批判はせず、その紹介に終始しており、更に上記文献

¹ 「ロシア政府」というよりゴロヴニン等を救出しようとしたリコルド等の主張であり、「測量のため」というのも表向きの「正式理由」で、幕府は現地からの報告もあり、ゴロヴニン等の本意を看破していたと考える。(前出拙稿「第一部日本側史料より」) ゴロヴニンとフヴォストフ・ダヴィドフの関係は日本側の史料に残っている(拙稿「ゴロヴニン事件の日本側の一記録(第六回)」『窓』第124号、ナウカ、2003年4月)。

² Горегляд В.Н. Россия и Япония. От знакомства к изучению // Иванова Г.Д. Русские в Японии XIX—начала XX в. Несколько портретов. М., 1993. С.11.

³ Черевко .К.Е. Зарождение русско-японских отношений. XVII—XIX века. М., 1999. С.161-170.

の内には一般向けと理解できるものも含まれている。ロシアの先行研究であるチフメーネフ、ポズドネエフ、ファインベルグ等に対しても無批判で、なによりも、しばしばゴロヴニンの『手記』により、ヴォストフ・ダヴィドフ事件を説明しようとしているにもかかわらず、ゴロヴニン事件の説明では「ゴロヴニンはフヴォストフと同じ意図をもって来た日本人は思い」¹。事実経過等はほぼ洩れなく記されているとはいえ、先行研究列挙型のこの歴史記述にも賛同はできない。

日露以外の研究者のものとしてはレンセンもいる²。原史料は使用してはいないものの、外国語である日露両国の言語を使用し、両国言語で書かれた著作、そこに使用された史料を正しく理解していること、及び上記で挙げた先行研究者と比べても、遜色ない年代に書かれていること等は古典として評価できる。だが、参照した先行研究書が玉石混交であること、使用著作に対する批判がなく日露両国の先行研究に依存しすぎていることは、やはり母国語以外の言語を研究の手段として使用する限界を感じる。史実もきちんと網羅されているものの、先行研究である母国語研究者の立場がそのまま反映され、レンセンの中で原著者の主張が弱められた分、曖昧な印象を受ける。

比較的新しい研究論文としては、藤田覚氏の「ゴローニン事件の解決と松前奉行所吟味役書簡」³、同『近世後期日露紛争の政治史的意義』⁴、ロシア科学アカデミー東洋学研究所南太平洋部門上級研究員アレクセイ・キリチェンコ氏の“Пиратские Корабли «Юнона» и «Авось»”⁵等がある。得るものは非常に多いが、内政との関係でフヴォストフ・ダヴィドフ事件を極めて重要視する一方、同事件とゴロヴニン事件の関係性を明確にしていない藤田氏とも、題名通り、フヴォストフ・ダヴィドフ事件は海賊行為であり、その影響で日露関係が今日に至るまで悪化しているとするキリチェンコ氏とも、結論部分に関して、立場を異にするものと考えられる。

フヴォストフとダヴィドフが「海賊」にされていった詳細な過程は、前出拙稿第一部「日本側史料より」及び、次回の報告⁶、別稿に譲り、本稿では両人が海賊ではなく、あくまで命令を受けた軍人として行動した点に焦点を当てる。史料集は良質のものが数種類存在

¹ Там же. С.170.

² Georg Alexander Lensen, *The Russian push toward Japan: Russo-Japanese relations 1697-1875* (Princeton University Press, 1959).

³ 大野瑞男編『史料が語る日本の近世』所収、吉川弘文館、2002年。

⁴ 2001年文部省科学研究費補助金研究成果報告書。

⁵ ご本人に直接頂きました。記して感謝致します。

⁶ 論題「海賊にされた海軍士官フヴォストフとダヴィドフ—フヴォストフ・ダヴィドフ事件とゴロヴニン事件—」2003年度（第53回）日本ロシア文学会総会・研究発表会、大阪2003.11.1予定。

するが¹、原史料を自身の目で確認できたものが比較的多く、校訂しすぎない編修方針にも好感を持つため、主に《Российско-Американская компания и изучение Тихоокеанского Севера, 1799-1815. Сборник документов. Москва, 1994》に拠った。

帝政ロシアのボズドネエフ、旧ソ連のファインベルグ等は原史料に当たっている分信頼でき、また両人が軍人として行動したとしており、その点で評価できるが、軍人としての行動が、当時の日露両国政府にとり、「海賊」であった方が都合が良かったため、事実よりも「海賊行為をしたとの解釈をした」点に注目している説は、管見の限りではない。また、シシコフ中將を引き、両人の真摯で清廉な人柄をあげ擁護するのは良いとしても、熱心さのあまりか、通商を武力で強要しようとしただけとペリーに擬え²、或は愛国者として強調する等³、やや行き過ぎも見られる。当然、ペリーに擬えるのは事実誤認であり、また愛国者という価値判断も必要あるまい。

第一章 露米会社付軍人の立場

まず露米会社付海軍軍人の当時の立場を明かにしたい。当時フヴォストフ・ダヴィドフは露米会社の社員になっている。だがこれは退役したことを直接意味していない。

露米会社は現役の海軍軍人を出向の形で雇うことが出来た。まず1799年8月8日付でパーヴェルー世が元老院宛に出した「露米会社設立に関する勅令」(Указ Павла I Сенату об учреждении Российско-Американской компании)では、「会社全体の企業活動補強のために同社の要請に従って軍上層部から可能なかぎり陸軍ならびに海軍の要員を提供しその雇用下に置くことを許可する」と規定される⁴。

1801年4月15日付海軍省副総裁クシェリョフ宛海軍主計バレ大将の報告書(донесени)でも、クシェリョフ提案に賛意を与える形で、露米会社に海軍から専門家を派遣する必要

¹ Русские открытия в Тихом океане и Северной Америке в XVIII-XIX веках / Ред., вступ. ст. А.И. Андреева. М.; Л., 1944. // Русские мореходы в Ледовитом и Тихом океанах / Сост. М.И. Белов. Л.; М., 1952. // К истории Российско-американской компании: Сб. документальных материалов / Отв. ред. П.Н. Павлов. 1957. // Внешняя политика России XIX и начала XX века: документы Российского Министерства иностранных дел. М.: Государственное издательство политической литературы, 1960. // Русская Тихоокеанская эпопея / Сост. В.А. Дивин. Хабаровск, 1979.

² Позднеев Д. Материалы по истории северной Японии и ее отношений к материкам Азии и России. Т.2. Иокохама, 1909. С.212-213, 218-219, 228-229, 233-236.

³ Файнберг Э. Я. Русско-японские отношения в 1697-1875 гг. М., 1960. С.103, 105-106. ファインベルグ著, 小川邦夫訳『ロシアと日本 その交流の歴史』新時代社, 1973年, 135, 137-138頁。

⁴ Российско-Американская компания и изучение Тихоокеанского Севера: 1799-1815. Сборник документов. М., 1994. С.17-20.

性が述べられている¹。

例えば、レザノフを乗艦させたクルーゼンシュテルンやリシャンスキーも現任務を離れただけの形で、海軍軍人のまま露米会社社員になっている。これは決して不名誉なことではなく現在の兼任に当たり、給与が上がるという意味でむしろ昇進と同様の意味を持つ。

文化元年（1803）、レザノフが対日使節として長崎に来航するが、世界周航計画自体、発案者はクルーゼンシュテルンで、1802年1月1日付で計画書が書かれている²。「通商のみが海軍大国の真の力とその揺るぎなき偉大さの基礎となる」と、対東印・対中国貿易の有益性を提言したもので、宛先は海軍省副総裁モルドヴィーノフ³。1802年1月25日付クルーゼンシュテルン宛リシャンスキーの手紙に「ニコライ・セミョノヴィチ [・モルドヴィーノフ] 氏がカムチャツカまでの遠征航海を行いたいとのこと。既に必要資材類のオホーツク宛搬送企画書作成をガヴリル・アンドレエヴィチ [・サルイチェフ] 氏に指示済で」⁴とあり、主力は海軍であったことが判る。

財政的問題もあったのであろう、その後主導は露米会社に移っていく。露米会社幹部会が皇帝の裁可を求めた請願は四点。一番目が「8年間所定の利子で250000ループリを国庫より借入する」、二番目は「優秀な海軍士官と海軍勤務者を会社付きにする」。文末に「本報告は陛下により裁可、正本はアメリカ会社幹部会に返送」と付記される⁵。これは露米会社が雇用軍人を直接指揮していないことを意味し、軍人は皇帝の命により会社付にされたことを示す。クルーゼンシュテルンが遠征の指揮者として正式に任命されたのは1802年8月7日、出発1年前のことである⁶。

準備は船体買い付けから航海器材の選定・入手等、すべてクルーゼンシュテルンとリシャンスキーが責任者となり、軍人の立場で遂行する。乗員選定には苦心をした模様で、他の艦船から優秀な人材を引き抜いている⁷。人員が確定したのは出発3ヶ月前の1803年4月18日。同日付の名簿の後に「上記海軍勤務者の露米会社船派遣に関し4月18日海軍省に報告済み」と付記される⁸。軍人は会社船に「派遣される」のであり、海軍省に報告が必要であったことが判明する。

クルーゼンシュテルン宛露米会社幹部会の1803年5月29日付訓令は、「貴下は現在の

¹ Там же. С.28.

² Пасецкий В.М. Иван Федорович Крузенштерн. М., 1974. С.19.

³ Там же. С.22.

⁴ Российско-Американская компания... М., 1994. С.32.

⁵ Там же. С.40.

⁶ Пасецкий В.М. Иван Федорович Крузенштерн. М., 1974. С.30.

⁷ Российско-Американская компан... М., 1994. С.45.

⁸ Там же. С.53-54.

職を離れ露米会社の通商施設に向かう遠征に同伴すべく同会社勤務となり」と、航路や各任務が22項目にわたり記される。が、その表現は丁寧で、例えば「幹部会は貴下に名称「ナジェジダ」、「ネヴァ」の会社所有船2隻の総指揮を引き受けることを依頼する」と「依頼」であり、追加文書中でも「貴下及び全士官には、祖国の利益と深く結びついている露米会社の利益のため、粉骨砕身されんことを期待すると同時に、今後会社の収益と利益のためになるとレザノフ氏が認めたことは全て氏の指示に従うことを忘れないようにして頂きたい」と「期待」である。「陛下にも御報告済み」と、許可を受けた上での出向という形式もとっている¹。彼等はいくまで軍人として存在していた。

更に、レザノフ乗艦の会社所有商船ナジェジダ号は、海軍旗掲揚の許可を取っている。レザノフの要請を受け、ルミャンツェフ商務相が皇帝に進言している。進言結果をクルーゼンシュテルンに知らせたのが、1803年7月2日付のレザノフの書簡²。軍旗は下賜されるだろうが、海軍大臣チチャゴフ不在のため勅令(указ)が出ない、更なる交渉をルミャンツェフに頼んだ旨が記される。だがいつも通り曖昧な表現をするレザノフの書簡からは皇帝や商務相の真意は計り難く、更に「全て貴殿にお任せする」とも書かれている。

交渉が難航したのだろうか。ルミャンツェフが消極的だったのか。或はレザノフの態度に不審を抱いたのか、今度はクルーゼンシュテルン自身が1803年7月26日付でルミャンツェフに要請している³。最初ルミャンツェフは、広東での交易交渉を成功させるため、商船旗を用いるつもりで、クルーゼンシュテルンもそれに同意していたらしく、考えが変わったと述べている。欧州が戦時状態では拿捕される危険があること、海軍旗の方が敬意を受けやすいこと、英米も同様の処置をとっていることを挙げ、「国家の士官と水兵を乗せているのだから」と主張する。最後には広東に着いてからと帰路は戦争も終わっているだろうから商船旗に切り替えるという、やや無理な妥協案を述べていることから、ルミャンツェフの反対をあらかじめ見越していることが判る。海軍旗の掲揚は難しかったと見える。現役の海軍軍人を乗せていなければ、できなかったことである。後にフヴォストフとダヴィドフは海軍旗を許可なく使用したことを問題にされている。

クロンシュタット出港後、クルーゼンシュテルンが最初の寄港地コペンハーゲンから出した、1803年8月6日付海軍大臣チチャゴフ宛軍務報告(рапорт)がある。無事到着と船上天体観測等を報告したもののだが⁴、世界周航航海責任者としての任務は、上記のように露米会社の訓令により定められている。従って、報告すべき事柄が生じた場合は、会社幹

¹ Там же. С.54-60.

² Там же. С.70.

³ Там же. С.80.

⁴ Там же. С.81-82.

部会宛にしなければならない。が、彼は海軍大臣に宛て *рапорт* を作成している。軍籍保持は明らかであろう。会社付は海軍から命ぜられているのである。

だが、上記露米会社のクルーゼンシュテルン宛 5 月 29 日付訓令には追加文書が添付され、「皇帝陛下は御自身の侍従、叙勲者ニコライ・ペトロヴィチ・レザノフ氏に特別全権大使として日本宮廷への使節の指揮を執ることを委任され、さらに通商に関する全事項及び露領アメリカ地方の基盤確立の任務も一任され」、「幹部会は……同氏に対し、遠征航海のみならずアメリカにおける最高統括者としての全権を賦与、もって会社の名において特別信任を与え」、「貴下には航海中の船舶及び乗員の指揮と保全を一任し」と、レザノフへの世界周航最高統括者の地位付与とクルーゼンシュテルンの艦長格下げは、既に通知されている。出発のわずか一ヶ月半前のことである。この不安定な二重性が露米会社付海軍軍人の立場なのである。

本章ではクルーゼンシュテルンの場合を一例としてあげたが、それ以外、1805 年 7 月 18 日露米会社幹部会宛レザノフの報告に「同じく称賛に値する人物としてポタポフ航海士の名を挙げる。彼を会社勤務の身分にするようとりなしをお願いする。彼自身もそれを我々に望んでいるが、オホーツク軍司令部が難色を示している」¹とあるように、本人或はレザノフの希望にもかかわらず軍当局が難色を示した例もある。この場合も軍が難色を示したというのはこのポタホフが現役であったからに異ならない。露米会社が現役の海軍軍人を必要としたことを示していよう。

第二章 フヴォストフ・ダヴィドフの立場

フヴォストフとダヴィドフの場合も立場は二重である。日本からの鹵獲品は全て取上げられ封印され、後に売却される。前者の主体は軍、後者は露米会社で、保管場所は露米会社の倉庫である²。オホーツク港湾長官ブハーリンにより逮捕され、船を拘束された口実は、今度の遠征について、あらかじめ聞いていないということ³。一方でブハーリンはダヴィドフに「あなたは会社から相当もらっているのだから、当然その一部を寄付に回し、残りを自分の自由にするに異論はないはずだ」、「そういうのであれば、あなたは船に監禁され会社での地位を剥奪されることになるが、今のうちなら地位の保全も可能だ、分

¹ Российско-Американская компания... М., 1994. С.130-133.

² РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.197-202. Подлинник. РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.140, 142. Черновик.

³ Тихменевъ П. Историческое Обозрение образование Россійско-Американской Компаніи и действий ея до настоящаго времени. СПб., 1861. Т.2. Приложение. С.285, 289.

かったか」¹とも言っている。軍人の任務違反を主張する一方で、露米会社員として扱い、賄賂も要求している。

詳細は不詳だが、売却収益のうち相当額は会社に入ったはずで、ゴロヴニン事件時の日本側記録には残っている。「エトロフ、リイシリより取参り候品々はコムパニヤ江引渡しに相成、コンパニヤにて是を店へ出し売払候、右はイリコッスカのグベリナトル・ニカラエ・ユワノイチ・テレスキンの差圖なる由にて」²、「倉中に積置候而は悉く腐敗に及び、此後日本へ御返しに相成候節迎も用立申間敷、其上コンパニヤ再三の損耗計にて迷惑いたし候間、萬一御返しにも相成候節は金銀に而も又は其物に而も返納可仕候間、何分此物賣拂之儀免許致呉候様右イリコツカ役人江も申達呉候様、相願候よし」³等、名こそ違うが許可者は両者とも海軍軍人、売却主体は露米会社である。

後者史料での許可者はババーエフ。引用前後に露米会社との関係を示す件もつく。フヴォストフ・ダヴィドフは日本から強奪をした廉で、ババーエフの前任者、ブハーリンによって軍法会議にかけられている⁴。つまり日本側史料によると、オホーツク港湾長官ブハーリンに逮捕され、次代ババーエフ、或はイルクーツク県知事テレスキンにより鹵獲品は売却されているのである。前二者はいずれも海軍軍人、イルクーツク県知事は民政官(гражданский губернатор)だが、イルクーツク県自体は軍県政を敷いていたと思われ⁵、トレースキンは後にゴロヴニン奪回を目指すリコルドと謀って、日本遠征計画を立てている⁶。

既に述べたように、軍法会議にかけられたり、対スウェーデン戦争で更に勲功を積んでいることから⁷、フヴォストフとダヴィドフが退役していないことは間接的に明らかだが、

¹ Там же. С.285

² 「五郎治申上荒増」秋月俊幸翻刻解説『北方史史料集成』第五巻、北海道出版企画センター、1994年、506頁。

³ 東京大学総合図書館所蔵『遭厄日本紀事』(J40-661)巻十六 三十丁オーウ

⁴ РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.158-159. Подлинник.

⁵ ニコライ・イワノヴィッチ・トレースキンについては、ゴロヴニン著、井上満訳『日本幽囚記』岩波文庫、1948年、下368-369頁；大橋與一『帝政ロシアのシベリア開発と東方進出過程』東海大学出版会、1978年、204-205頁；シチェグロフ氏著、吉村柳里訳『シベリア年代記』日本公論社、1943年、446-448頁；及びゴロヴニン解放時に日本側に寄せられた彼の書簡に書かれた肩書きの訳(東京大学史料編纂所所蔵『函館来槎一件』、『通航一覽』他)程度しか把握出来ていないが、完全な民間人とは思えない。またイルクーツク県にはгражданский губернаторという言葉と並んでвоенный губернаторという言葉がある(Российско-Американская компания... М., 1994. С.25)。知事が二人いたのかどうか不詳だが、大橋・シチェグロフの記述、БСЭ Т.7. М.,1972. のгубернаторの一般的定義も考慮に入れて、同県のгубернаторは軍政・民政両方を兼ねていたのではないかと解釈している。

⁶ Головин В.М. Записки флота... Хабаровск, 1972. С.379.

⁷ Давыдов, Г.И. Двукратное путешествие в Америку...СПб.,1810. Ч.1. С.1-45.

事件後出された海軍大臣チチャゴフ宛ダヴィドフの報告書(рапорт)の内容, 更に рапортの「軍務報告書」という定義からも現役の軍人であったことを直接証明出来る。以下分析していく。

史料¹

1807年4月29日

慈悲深き閣下!

フヴォストフ大尉と私はニコライ・ペトロヴィチ・レザノフ侍従の企てに使われましたが、本件の性質により、次のことを決心するに至りました。閣下を煩わせることは誠に心苦しいことではありますし、私が為した行為については自身然るべく身を処すことになろうとは思いますが、自己が所属する軍務の大臣としての閣下①にお願いをした上で審議の場に入ることを決心致しました。そのためこの遠征について詳しく報告するお時間を少々とらせていただくこととなりますが、どうかお許し下さい。ここまで決心したのは、ひとえに上司である閣下②から咎を受けることを恐れたからであります。

カリフォルニアからシトカに帰ってみると二隻の船が準備されていました。一隻はフヴォストフ大尉に、もう一隻は私にというものでした。レザノフ閣下はそのうちの一隻に乗り込んで出発されました。両艦の指揮官にはフヴォストフ大尉が任命されました…²レザノフ閣下が日本に対して何か企てていることを、我々二人はその段階で既に知っていましたので、その後もそのことがしばしば頭に浮かびましたが、それに関しては一切命令を受けませんでした。船が海上に出るとすぐにレザノフ閣下は、この遠征が極秘である旨を述べ、フヴォストフ大尉宛てに指令書を書き、私に手渡すよう命ぜられました。その指令書はフヴォストフ大尉から閣下に提出されるはずでありますから、企ての内容についてはそれをご覧になればお分かりかと存じます。私たちはレザノフ閣下の権限の程度については知りませんでしたし、なぜ我々が自己の任務として遠征に出かけなければならないのかを聞きただす権利も持っていませんでした。ただ、すでにウナラシカ島でレザノフ閣下が皇帝陛下宛てにその件について報告をされたことは知っていました③。

ウナラシカ島からクリール諸島に至るまで、私はほとんど風向きの変わらない南西の風と戦うことを余儀なくされました。しかも帆も索具も痛みがひどく、その修理に忙殺され、びしょ濡れになる霧が絶えずかかるため乗組員は半裸の状態、内にはシャツ一枚さえもない者もあり、そのために風邪をひき、悪寒に襲われ、航海に支障をきたす状態でした。シトカの段階でレザノフ閣下は私たちの航海を二ヶ月以内と見込んでその分だけの食糧を支給され、私もそれ

¹ Российско-Американская компания... М., 1994. С.167-169. 下線と①～③までの番号は引用者。

² 編纂者によると、この部分二三読めない語があるという。

だけの薪と水を用意しました。航海に入ってから食糧の追加は受けましたが、薪水の補給は無理な状態でした。従って、クリール諸島に近づいた頃には極限状態でした。風は依然として南西方向で、薪水の残りは僅かしかなく、病人の数も増す一方で、私は悲痛な気持でカムチャッカのペテロパヴロフスク港に向かわざるをえませんでした。第一斜檣は折れ、それ以外にも猛烈な嵐により損傷した部分があって、嵐の中私の船はクリール諸島第十六島に打ち上げられる危険にも曝されました。その損傷がなければもう二ヶ月は海上にいることはできたはずですが、クリール島を対象とした指令を実行しないままにしておくことはできませんので、春までに特に命令がない限りは時を期して着手すべく④、そのままそこで越冬しました。

一方、フヴォストフ大尉はレザノフ閣下をオホーツクに送り届けた後で、アニワ湾に入り、命令された通り⑤にそこにある日本の施設を破壊し、幾らかの穀物と四人の日本人をカムチャッカに運び、船の故障によりそのまま越冬しました。本年の航海を開始する前に、フヴォストフ大尉は最初から二隻でアニワ湾に行く予定であったこと、その理由として、サハリンの原住民が日本の船が来るまでに一刻も早く来るよう懇請していたことを私に伝えました。彼等によれば、四月の終わりか五月には間違いなく日本人がやって来て、倉庫を造ると引き替えに自分たちの大部分を斬り殺すというのです。

もし私が、政府がこの遠征を承認することを確信していたならば、船を一隻指揮し、もし私に才能があるならばそれを示す稀な機会を得た自分を幸せ者とみなしたはず⑥。しかし、今改めて考えてみると、かくも速く離れた舞台で、しかも飢えに苦しみ、海をほとんど目にしたこともなく大した知識も持ち合わせていない人たちと共に⑦味わったあらゆる苦難が、果たして並々ならぬ意欲というだけで償えるのかどうか、しばしば考え込まざるをえません。要するに、味わったすべての苦難と日本人の手に落ちて拷問を受ける可能性もあったことの唯一の褒賞が、私が直属する大臣⑧および世間一般の非難でしかなかったということです。

閣下、以上が閣下の貴重なお時間を少しばかりお取りすることを敢えていたしましたいきさつです。しかしながら今回の企ては、皇帝陛下の一定の御意志がなければあり得たかどうか極めて疑わしく⑨、敢えてこの件を閣下の御判断にお任せし、閣下からの御擁護をお願いする次第です。私は、この企てに加わることも、それを断って服従しない態度を示すことも、いずれも良いことではないと懸念し⑩、最終的には偶然の意志に身を任せることに決心しました。私は生涯を海軍勤務に捧げましたので⑪、今何らかの奉仕を示すべく努力することはいくらでも出来ますが、それだけに、私の勤務が、閣下に属するものであること⑫が、私の間違いであったとしたらこれほど悲痛なことはありません。私が選んだ道に対する愛着と上司に認められんがために何か価値あることを為そうとする願望⑬こそが、私をして二度にわたってアメリカに航海をさせましたが、そこでの新しい舞台があのことへの偶然を用意した以外にはないように思えるのです。

閣下の慈悲ある御裁量に深き敬意を持って我が身を任せつつ、慈悲深き閣下の従順なる僕べ

であることの名譽と共に

ガヴリール・ダヴィドフ

上記①, ②, ⑧, ⑪, ⑫, ⑬という言葉からは、ダヴィドフが海軍大臣を直属とする現役の軍人であることは明かである。③, ④, ⑤, ⑥, ⑨, ⑩から、フヴォストフ・ダヴィドフ両人がレザノフ指揮下におり、及び、その命令が正規のものであるかへの不安を非常に持っていたにもかかわらず、軍人の習俗として拒否も不服従もできず、命令に従わず自分で是非を判断する習慣をもちあわせていなかったことも判る。

⑦から、両人の部下が海軍軍人ではなかったことも明かである。『航海日誌』ではこれを「酒を飲ますと日本人より扱い難い」¹と表現し、また、フヴォストフが手におえないならず者の部下を柱に縛りつけたり殴ったりして罰していたことは、日本側の史料にも見られる²。またゴロヴニン事件時に一緒に捕えられたムールは「此時分右こんばにや船頭皆々未熟之者斗に而遠洋之航海出来兼候に付、右兩人召抱候由に御座候」³と述べている。

フヴォストフとダヴィドフは海軍幼年学校を卒業して、正規の軍人教育を受けている⁴。両人が、事件時海軍を退役していた事実は確認できていない。むしろ退役していたら軍法会議にかけることはできないはずである。二人の上司であり、ダヴィドフの『航海日誌』を出版させたシニコフ中将は、その序に、親思いで部下には非常に人望があり、冷静で迅速な判断力を有するフヴォストフと熱血漢で忠実なダヴィドフの人柄を記している⁵。

一方脱獄後ダヴィドフは、1807年10月18日付で露米会社幹部会宛報告書(донесение)を出し、ブハーリンによって投獄されたこと、その恣意性・不当性・違法性、所持した衣類や寝具類は掠奪され、満足な食事も与えられず、運動も禁じられ監禁されたこと、測量した日本近海の地図は海中に投じられ⁶、関係資料も失ったこと、フヴォストフは重い熱病に罹り、自身も壊血病に罹ったこと、郵便組織を手中に納め、手紙や公文書、勅令(указ)まで没収するブハーリンの圧政状況、逃走途中助けてくれた人のことなどを事細かに記し、「至る所で日本船と日本人を捕えるべし」、「使節団を拒否したことに対する復讐である」

¹ Российско-Американская компания... М.: Наука, 1994. С.179

² 羽太正養『休明光記』北方未公開古文書集成, 叢文社, 1978年, 227-228年。

³ 「魯西亜人モウル存寄申上書之内猶不審之義承置候書附」東京大學史料編纂所所蔵『向山誠齋雜記』「己酉雜綴十五」収録。

⁴ Морской Биографический Справочник Дальнего Востока России И Русской Америки XVII—Начало XX вв. Составитель Болгурцев Б.Н. Владивосток:Издательство «УССУРИ», 1998. С.62-63, 195.

⁵ Давыдова, Г.И. Двукратное путешествие в Америку...СПб.,1810. Ч.1. С.1-45.

⁶ 1808年3月27日付で、海軍省から海軍大臣チチャゴフ宛に、フヴォストフ・ダヴィドフにより作成された地図と記録類の提出をブハーリン求めるよう要請書(предписание)が出ている。(Российско-Американская компания... М.: Наука, 1994. С.191)

とのレザノフの命令、「長期間にわたり会社の資金が使われた」にもかかわらず誰も阻止し得なかったことや皇帝の真意への疑問を述べ、上層部への力添えを求めている¹。

この幹部会宛の донесение でダヴィドフは繰り返し、裁判を望んでいる。「裁判なしで法が罰するというのはどこにもないことですが、オホーツクだけはその例が今回が初めてではない、ということです」²、「私とフヴォストフ大尉はオホーツクで裁判もなく苦しめられ、避けがたい死を待つよりは法の報いを覚悟で脱走することを決心しました」³、「自分たちの行動が正しいことを確信している今、私は喜んで法の裁きに身を委ねるつもりです」⁴、「自身の行動についての法廷の意見を知ることができるその日を心待ちにしています」⁵と主張する。

フヴォストフとダヴィドフが裁かれるのは軍事法廷である。営倉⁶からの脱走は死罪であろう。余程の自信がなければ、せつかく逃亡したのだから、そのまま逃げおおせたはずである。「仮に今回の遠征が犯罪として実行されたとしたら、罪人は遠征の指揮者であるフヴォストフ大尉のみ、さもなくば士官全員であるべきです。何故にブハーリン大佐は我々二名と船大工のコリューキン氏を厳しいかたちで拘束したのでしょうか」⁷との言葉は、逮捕の不当性と無罪への確信を表現している。

さらに、自分がこれまで幹部会宛 донесение を出したことがない理由について、そのような習慣がなかったからとも記している⁸。「連続した方位順に整理して記入してあるノートを失ったことは、何らかの地図を作製することによって、日本に対する勝利よりもはるかに重要視している海軍士官としての任務のひとつにおける能力と功績を示す手段を私から奪い去りました」⁹という海図作成任務意識と共に、会社幹部会宛報告文書を出していなかったことこそは、意識の上でも、実際上も、彼が軍人であった証であろう。

第三章 フヴォストフ・ダヴィドフとレザノフ

一方日本退去後レザノフは、1805年6月14日マリヤ・マグダリナ号でカムチャツカを出発、7月16日にウナラシカ島着、同18日付で「ここから私はカディヤック島に向かい、

¹ Тихменевъ П. Историческое Обозреніе...СПб., 1861. Т.2. Приложение. С.284- 292.

² Там же. С.289.

³ Там же. С.290.

⁴ Там же. С.291.

⁵ Там же. С.291.

⁶ Там же. С.284.

⁷ Там же. С.289.

⁸ Там же. С.291.

⁹ Там же. С.288.

そこで船に武力装備を施し、シトカに向けて南下する」と露米会社幹部会宛報告書(донесение)を書く¹。そこでは「部下の士官(Офицеры у меня)フヴォストフとダヴィドフは優秀な技術と指揮を備え進取の気性に富んでおり、要するに、我々の事業に望みうる最良の人材で、もしかしたら我々は、ビーバー代わりに英国船一隻でも捕獲するかもしれない」と自己への所属と明言した上、使いやすい人間である旨も付け加える。侍従とはいえ、出自は商人であるレザノフにとり両人は、命令されることに慣れた典型的な軍人だったことがわかる。

更にレザノフは、アレクサンドル一世宛にも同7月18日付で書簡形式の半公信報告書(донесение)を送付、「私には今やフヴォストフ氏ならびにダヴィドフ氏という優秀な助手(соотрудник)がいます。彼らの助けを借りて船を建造し明年日本の沿岸に向かい、松前にある日本人居留施設を殲滅し、サハリンから日本人を退去させ、日本沿岸を震撼させ、以て日本人から漁業を取り上げ、20万の人間から食糧を奪うことにより、我々との交易を開かざるをえないようにしたいもので、また日本はいずれそうせざるをえなくなるであろうと思います」と記している²。

意味合いは勿論明白ではないが、この соотрудник(助手・協力者・同僚)という言葉からも、「施設(建物)を殲滅し」、「日本沿岸を震撼させ」、「20万の人間から食糧を奪う」という異様な内容からも、フヴォストフ・ダヴィドフを何でも命令できる部下、場合によっては、責任をものすりつけられる共犯者、手下と見ているさまが覗える。レザノフが渾身の努力を傾けて二人を雇い入れたことは史料が残っており、また、両人を日本遠征に勧誘した時の言葉は美辞麗句で埋め尽くされている。以下史料を掲げる。

史料³

No.475

バラノフ島ノヴォ=アルハンゲリスク港 1805年8月29日

親愛なるニコライ・アレクサンドロヴィチ、ガヴリル・イワノヴィチ両氏へ

貴兄等のアメリカへの第一歩が私に、決断力に富み冒険心を備えた貴兄等を個人的に知る満足を与えるとともに、貴兄等のヨーロッパへの無事帰還により、貴兄等の手腕を知る機会を得た。一方、貴兄等の二度目の当地方への遠征は、祖国に対する真の愛国心という崇高な感情が、貴兄等の心底深く存在していることを証明した①。その他私自身貴兄等と数度にわたり航海を行ったが、それは何よりも偉大なる精神こそが、何にもまして公利をもたらす②、という快い印象を私に与えた。同様に、当地方の統治者にも、将来我々の後裔が驚くような羨望と献身の

¹ Российско-Американская компания... М.: Наука, 1994. С.130-133.

² Тихменевъ П. Историческое Обозрение...СПб.,1861. Т.2. Приложение. С.192-195.

³ Российско-Американская компания... М.: Наука, 1994. С.151-154.下線と①～⑩までの番号は引用者。

実例を提供した③。唯一の目的に邁進する叡智との、斯の如き幸福なる出会い④を享受する事により、新しい貿易への道を開き、当地方に不可欠の兵力を与え、貧窮を予防する可能性を持つ遠征を来年挙行することを私は決心した。そのために必要なものは二隻の軍艦、すなわちブリック艦とテンデール艦である。それらは当地で建造が可能で、既に当案件に関し、当地の統治者に指令を与えてある¹。今や私に残されていることは、親愛なる諸兄よ、来るべき、第一級の遠征の任にあたる、第一級の船には、第一級の将校が必要である⑤と、貴兄等に伝えることだけである。たとえ海軍官僚でなくとも、私にも、貴兄等の労苦を、活動を、そして成功を証明する事なら出切る。私には縁のない、この学問の深淵には及ばないものの、ただ表面的であれ、経験によって得ることのできる比較によって判断する事は可能であり、貴兄等の航海日誌は私の見解を実証する事が出来るはずである。偉大で高邁な意欲に対する敬意⑥は感じざるを得ないはずであり、それは祖国を愛する全ての人間の目に貴兄等が第一級の将校の一員になる権利を与える⑦。我々が今進んで自身を捧げようとしている公利の為に、わが身を犠牲にする覚悟である諸君⑧に、友としてお願いしたいことは、これから出来る船の指揮を引き受けること、その際分担は古参順にすること、そのためには、船大工達が提出するはずの図面の点検に直ちに取りかかること、図面の鑑定に際しては、船が四月末には完成し、五月上旬には出帆できるように建造できるかどうか、諸君の鑑識眼で判断して欲しいということである。多くの者たちは窮乏に苦しむかもしれないが、偉大な功績が困難を伴わなかったことがかつてあったろうか。そんなことは我々を脅かしはしない。ただ名誉を与えるだけである⑨。

まだ私はこの遠征の目的を細々話す必要はないと思っているが、これに関して、貴兄等は適当な時期に私から完全な指令を受け取ることになろう。良い船を造るという点で、船大工の熱心さは私に今度の航海の確信を与え、貴兄等の経験と苦勞が成功を約束する。白状すると、私は一日千秋の思いで貴兄等の功績の証人になる時を待っている。であるから、皆で力を合わせ、偉大なる事業にとりかかろうではないか⑩。そして、我々の幸なる世紀に、偉大なる、そう、他の何百万もの民族が何世紀にもわたって参画してきている偉大なる事業に、たったひとにぎりの進取的ロシア人が、自己の全て投げ出すのだということを世界に示そうではないか⑪。

敬具

ニコライ・レザノフ

文中①、②と祖国や公利を持だし、兩名のことは「羨望」、「献身」、「叡智」と③、④で持ち上げる。⑤、⑥、⑦で「第一級」、「高邁」と二人の自尊心に訴え、「公利」、「犠牲」、「功績」、「困難」、「名誉」と⑧、⑨で軍人としての自己犠牲心に訴える。文末の⑩、⑪な

¹ 1805年8月27日付で露米会社北米総支配人バラノフ宛レザノフの指示書（предписание）がある（Российско-Американская компания... М.: Наука, 1994. С.135）。

ど、ここまで来れば、誰であれ、いやがうえでも夢が膨らむであろう。レザノフ特有の修辭の多い文章であり、更に文が進むにつれ、感情が盛り上がるように書かれている。さすがは当時一級の宮廷詩人デルジャービンに認められ、宮中で一躍兆児になっただけある。後に、不安に駆られながらもレザノフの命に従った両人は、祖国のためと信じていたのである。

しかも、フヴォストフに与えられた所謂追加指令、つまり 1806 年 9 月 24 日付指示書 (предписание) は、シシコフ中將によると、最初の 8 月 8 日付同人宛訓令 (инструкция) の文末に添付の形で書かれていたのである¹。チフメーネフの解釈ならずとも「遠征についてはすでに皇帝に報告してある以上レザノフは単独では中止することはできない。また、指示書には計画の変更が政府の命令によるとは一切記されていない。ということは完全に中止されたのではなく単に延期されたのである」²と考えるのは当然である。ましてや、инструкция と предписание の格の違いは言わずもがなである。ほとんど命令的要素がない内容からは、この場合、後者を「指令書」と訳すのは不可能である。翻訳ではその曖昧さと不安定さが伝わり難い独特の文章であろう。

第四章 事件後の状況

バルチック (帆船) 艦隊に勤務していた海軍軍人ブハーリンは、1799 年大尉に昇進と同時にオホーツク方面に派遣され、以後同地とカムチャツカのペトロパヴロフスク港間を行き来し、種々の任務に携わっているが、その間多数の軍務報告 (рапорт) を皇帝パーヴェル一世、同アレクサンドル一世、海軍大臣、海軍省総裁等に出している。1803 年いったんペテルブルグに戻った後オホーツク港湾長官に任命され 1808 年までその職にあるが、同年職権乱用で解職され裁判にかけられ、その後 8 年に及ぶ審理の結果官位剥奪・流刑の判決を受け 1830 年までトボリスクで刑に服する。以後の消息は不明という³。先にも記したが、このブハーリンはオホーツク港湾長官として、海軍軍人としての立場でフヴォストフ・ダヴィドフ事件に直接かかわり、かつ、フヴォストフ・ダヴィドフを投獄した人物である。

事件の根本原因が、両人の直接の上司であるレザノフの命令であり、フヴォストフ宛 1806 年 8 月 8 日付文書⁴と、それを翻したともとれる、同人宛 9 月 24 日付文書¹という、

¹ Давыдов, Г.И. Двукратное путешествие в Америку... СПб., 1810. Ч.1. С.58.

² Тихменев П. Историческое обозрение образования... СПб., 1861. С. 157.

³ Морской библиографический справочник Дальнего Востока России и Русской Америки. Владивосток, 1998. С.41.

⁴ Российско-Американская компания... М.: Наука, 1994. С.151-154.

前後二度出された命令内容の矛盾であることは、既に当時から皇帝により認められ、その後の研究史の等しく同意するところであり、そのこと自体異議はない。問題は「事件」がどのように処理されたかということである。処理のされ方こそが、両名の立場を明白に証明する。事件後のあらまきは次の通りである²。

1807年6月28日付でフヴォストフはダヴィドフに訓令への追加指令（Дополнение к инструкции）を与え、「今回の探険についての報告を行うため」、荷を満載したまま、オホーツクへ向かうことを指示する³。ついで1807年7月17日付オホーツク港湾隊長ブハーリン中佐（начальник Охотского порта капитан 2 ранга И.Н. Бухарин）へ、レザノフの死亡により極秘遠征関連の全資料を海軍大臣チチャゴフに送る必要性を記した рапорт を行う⁴。

同様にダヴィドフも1807年7月22日付でブハーリン宛 рапорт で、擇捉島シャナ湾における日本の主要設備の焼却、同島ナイボ湾、ピーク・デ・リリー湾における複数の魚蔵の破却、日本船一艘の焼却と三艘の水没を報告⁵。

1807年8月8日ブハーリンからアレクサンドル一世、海軍大臣チチャゴフ、シベリア総督ペスチェリに同内容の рапорт が送られ、日本人に対する軍事行動（военные действия против японцев）、及び、フヴォストフ、ダヴィドフが持ち帰った鹵獲品が露米会社の倉庫に保管されたこと、さらに調査委員会（комиссии для расследования действий лейтенанта Хвостова и мичмана Давыдова）がつくられた旨の報告が成される⁶。

1807年8月21日シベリア総督ペスチェリ宛ブハーリンの рапорт は、フヴォストフ・ダヴィドフの行動と日本側の敵対行動、日本がヨーロッパに同盟国を見つける可能性、鹵獲品・日本人捕虜・フヴォストフ・ダヴィドフ等の部下に対してどのような処置をしたらよいかを指示することを求めたもので⁷、同8月27日ブハーリン宛オホーツク港軍法会議の軍務報告（рапорт комиссия воинского суда）は⁸、フヴォストフ・ダヴィドフを取調べた結果報告であるが、ブハーリンのシベリア総督宛てのものと一部内容が重なっていることから、むしろブハーリンの意を体現したものかもしれない。同9月ブハーリン宛軍務報告（рапорт комиссии）では、フヴォストフ・ダヴィドフ等によりオホーツクに届けられた日

¹ Там же. С.157.

² 以下は東京大学史料編纂所に提出されたロシア国立海軍文書館副館長タチアーナ・フョードロワ氏の目録、及び昨年実施した同館における史料調査の結果による。

³ РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.26. Подлинник.

⁴ РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.39. Подлинник.

⁵ РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.119. Автограф.

⁶ РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.140,142. Черновик.

⁷ РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.149-157. Копия.

⁸ РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.158-159. Подлинник.

本品陸揚げに関する委員会の報告が品目リスト付きで成される¹。

ペテルブルグでは、1808年7月2日、露米会社幹部会のアレクサンドルー世宛報告書(донесение)が作成される。内容は対日通商の重要性を述べたものだが、ラクスマンやレザノフの対日通商努力、フヴォストフ・ダヴィドフの「探険」から、サハリン占領の緊要性とそこにおける要塞建築、耕作や造船の開始等について、日露貿易のために必要であり、露米会社が準備を進めていることが報告される²。

1808年8月9日海軍大臣チチャゴフ宛外相兼商務相ルミャンツェフ伯爵の書簡では、アレクサンドルー世がフヴォストフ、ダヴィドフの行為に対し、両人の責任を問わないことを命令したことが記される³。

1808年11月13日付海軍大臣チチャゴフ宛海軍省(Адмиралтейств-коллегия)報告書(представление)では、日本遠征の状況報告がなされ、日本人部落の破壊、日本船焼却、日本人を捕虜としたことにより、フヴォストフとダヴィドフが裁判にかけていることが報告されている⁴。

1808年12月付、フヴォストフ・ダヴィドフの既に罷免されていた元オホーツク港湾隊長ブハーリン大佐(бывший командир Охотского порта капитана 1 ранга Бухарин)に対する苦情、対フィンランド戦での両人の勲功により勲章授与の推薦、両人の叙勲をアレクサンドルー世が取り消したことに関する文書がある⁵。

このように見ていくと、事件全体がある程度逐次的に中央、特に海軍上層部に報告されていたことが分る。問題は報告のされ方である。

まず、シベリアの政治を簡単におさらいしておく。初代のシベリア総督はイワン・オシボヴッチ・セリフォントフで、アレクサンドルー世の勅令による任命は1803年。第二代がイワン・ポリソヴッチ・ペステリで任命は1806年。だが、セリフォントフとは違い直接シベリアを知らず、ペテルブルグに常住し、イルクーツク県知事トレースキンに職務を代行させている。トレースキンは総督の権力を背景に、シベリアで圧政の限りを尽したといわれる。書類の検閲や請願書の没収によるペテルブルグとの通信の遮断、差出し人に対する報復処置、自己を有利にするための情報操作等が、1819年3月22日にペステリが罷免されるまで続く⁶。

上記のように、実はこのトレースキンがゴロヴニン解放のための日本側に提出された文

¹ РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4671. Л.197-202. Подлинник.

² АВПРИ. Ф. РАК. Д.195. Л.1-4. Копия. Оpubл.: Российско-Американская компания... С.192-195.

³ РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д. 4667. Л.50. Подлинник.

⁴ РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4667. Л.2-36. Подлинник.

⁵ РГАВМФ. Ф.166. Оп.1. Д.4667. Л.37-41. Копия.

⁶ 大橋上掲書, 204-245頁。シチェグロフ上掲書, 446-448頁。

書の作成者であり、且又、フヴォストフ・ダヴィドフ等の鹵獲品市中売却にも関与した人物である。さらにゴロヴニン等の釈放の為に活躍したリコルドが頼り、日本側に謝罪文書を書いたのが、ブハーリンの二代後の港湾隊長でゴロヴニンの留学仲間のミニーツキー。トレースキン等の不法行為を日本側に対し知らせず、闇に葬った人物でもある。

このような複雑な利害関係をたどっていくと、フヴォストフ・ダヴィドフ事件の様相やゴロヴニン事件との関係が、さらに少し明らかになる。この辺りの上述の事情はゴロヴニン事件時の日本側記録も示されている。非常に興味深いのが、長くなるので、記された史料の紹介は別稿に譲りたい。

本稿ではフヴォストフ・ダヴィドフ等が軍人として行動したことを示し、事件の真相の一端を明らかにする事を目的としたため、ゴロヴニン事件との関係性はあまり追及していない。だが、最後に一つ指摘しておきたいことがある。両事件間の関係は、ゴロヴニン事件が発端となって、それまで日本にとって不詳であったフヴォストフ・ダヴィドフ事件が掘り起こされ、詳細に解明され、ゴロヴニン事件解決のために、改めて記述され事件化されただけではない。相矛盾する法令が出された時、指示される側がどのように行動するかということが共通しているのである。フヴォストフ・ダヴィドフ等もそうであったが、ゴロヴニン等を捕えた日本の役人も、直前の命に従うというより、以前のものを念頭に置き、規範としては優先し、指示の確認をしようとしたのである。

フヴォストフ・ダヴィドフ事件以降、特に文化四年十二月には「何れの浦方に而もおろしや船と見請候は、嚴重に打拂ひ、近付候におひては召捕又は打捨」とロシア船警戒の厳しい触書が発せられている。だが現場クナシリでは、ゴロヴニン等の態度を「當方より打拂候而も少も手向不仕候付、先は降参之姿」、「右を打拂候へは御仁心薄きにも相響可申哉」と受け止め、「當場所へ引留、御下知相伺可申」¹と指示を仰ぐために捕らえたもので、むしろ文化四年六月の「諸事寛政三亥年相達候趣相心得」に従い、手順が詳細に規定されている寛政三年九月の触書を基本とし、更には寛政九年十二月「先は可成丈計策を以成とも繋留注進可有之候」²に従っているのである。

ロシア軍人と日本武士、風俗も習慣も違う両者に共通性があるとすれば、指示に従うことに慣れ、命令からあまり懸隔しないよう努め、突飛な行動を慎む点であろう。フヴォストフとダヴィドフも自身では命令に従っただけのつもりだったのである。

多国間の政治外交は利害が対立し、それに基づく歴史記述も、ともすればどちらかの立場を代表しやすい。だか、双方の史料を付き合わせて丹念に観察すれば、それとは違った結論も出るのではないかと考える。

(2003年8月)

¹ 『通航一覧』卷之二百九十七。

² 以上御触書は全て『御觸書天保集成』より。

Сделанные пиратами морские офицеры Н.А. Хвостов и Г.И. Давыдов

АРИИДЗУМИ Кадзуко

Относительно исторических фактов обычно невозможно, чтобы причиной одного события послужило другое последующее событие. Но из этого бывает исключение, например, взаимоотношение между инцидентом с Хвостовым и Давыдовым и инцидентом с Головниным, которые происходили в первой половине 19-го века.

Автор настоящей работы, хотя считает небезосновательным общепринятое до сих пор истолкование историков, что первый инцидент послужил причиной второго, в своей диссертации 2003-го года под названием "Инцидент с Хвостовым и Давыдовым и инцидент с Головниным — Их взаимоотношение в свете японских и российских документов" выдвигает мнение, что с целью разрешения второго инцидента снова обращали внимание на первый инцидент и разъясняли его подробности, в результате чего инцидент приобрел характер события, и это потом и в России и в Японии принимались "историческим фактом" и получило общее признание.

В своей диссертации автор пытается освещать названный вопрос на материале японских документов, а в настоящей работе ставит целью сделать такой же вывод, как в диссертации, именно на материале российских документов, разъясняя действительное положение дел инцидента с Хвостовым и Давыдовым. При этом автором использованы журнал мичмана Давыдова и различные донесения на имя императора, морского министра, министра коммерции, главного управления Российско-Американской компании и т.д. О ситуации, в которой из Хвостова и Давыдова сделали пиратами, было рассмотрено автором в первой части "На материале японских документов" названной диссертации и подробнее будет рассмотрено в pripravляемой статье, а в настоящей работе ставится акцент на то, что Хвостов и Давыдов поступали не как пираты, а именно как морские офицеры.

Правда, Э.Я.Файнберг и другие российские исследователи до сих пор высказывали такое же мнение, как и автор настоящей работы, что Хвостов и Давыдов поступали как морские офицеры, но, насколько мне известно, никем не было выдвинуто мнение, обращающее внимание на то, что оба правительства Японии и России, презирая фактами, сделали из Хвостова и Давыдова пиратами, так как этот способ было удобно для разрешения повлеченных инцидентом с Головниным конфликтов между обеими странами.